

塩基配列及びアミノ酸配列の作成に関する WIPO 標準 ST. 26 への移行について

関係者様各位

いつも大変お世話になっております。

さて、この度、台湾では 2022 年 8 月 1 日より、塩基配列又はアミノ酸配列を含む台湾特許出願は、いずれも WIPO 標準 ST. 26 に準拠した配列表の提出が必要となります。

一、WIPO 2022 年 7 月 1 日付 PCT を通じた国際特許出願が配列表を含むものは標準 ST. 26 に準拠しなければならない。

台湾知財局では、2022 年 8 月 1 日付で WIPO ST. 26 標準を全面実施し、塩基配列又はアミノ酸配列を含む台湾特許出願は、いずれも WIPO 標準 ST. 26 に準拠した配列表の提出が必要となります。

また、出願人の国際出願の利便のため、2022 年 7 月 1 日から 2022 年 7 月 31 日までについては、出願案は現行の配列表又は WIPO ST. 26 に準拠した新制度配列表の両者のうち、いずれも受け付けます。

二、注記

- 2022 年 8 月 1 日以降に、塩基配列又はアミノ酸配列を含む台湾特許出願を旧標準 ST. 25 の配列表で提出した場合、台湾知財局は期限を定めて、新標準 ST. 26 の準拠した配列表を補正するよう通知します。
- 2022 年 8 月 1 日以降に旧標準 ST. 25 の配列表で提出し、台湾知財局から補正通知を受けた場合：出願人が後に補正した新標準 ST. 26 の配列表が、出願時の旧標準 ST. 25 の配列表と、配列の内容が実質一致すれば、これは単純なフォーマット転換であり、新規事項の導入はないため、先に取得した出願日に影響しません。
- 出願人が主張する優先権案の配列表が旧標準 ST. 25 の配列表であった場合、2022 年 8 月 1 日以降に提出された特許出願案は、**優先権案の旧配列表を援用することはできません**。8 月 1 日以降に塩基配列又はアミノ酸配列を含む台湾特許出願は**いずれも WIPO 標準 ST. 26 に準拠した配列表の提出が必要となります**。

すなわち、**優先権日ではなく出願日を基準**とします。

以上、どうぞご参考下さい。